

# 就学年齢引き下げの問題をめぐる



多田鉄雄

1

すでに本誌十月号で「幼稚園教育義務制の問題をめぐる」と題し牛島氏が五才児の取扱い方を論じておられるので、やや重複する点ができることもありうると考えられるが、それを留意しつつ論を進めようと思う。

学齢始期の問題は、本年の六月に当時の文部大臣中村梅吉氏が「学齢を五才に引下げる構想」を発表してから、にわかに脚光を浴び、すでにいろいろの立場からいろいろの主張や所論が発表されて、いまはほぼ議論がでつくした感がある。しかし大方の考えは今後なお慎重な研究・検討を必要とするということに一致していると見てよいであらう。

とはいっても、それぞれの所論なり主張を吟味する場合、言葉の概念規定が明白でないために、いいかえれば、用語が不明確であったり、誤解を招き易いものであったりのために、人々の理解

をまどわせていると考えられることが無きにしもあらずである。それゆえにこの問題をめぐる所論や主張について考える前に、先ずそこで用いられている言葉を吟味して、明白にしておくことが、特に重要なことと思われる。

表題の「就学年齢」にしても、「学齢」と全く同一概念であるかどうかというに、それは直ちに同一概念といい切ることはできないのである。たしかに学校教育法以前のわが国の制度では、「学齢」とは明治八年の文部省布達で「小学学齢ノ儀自今満六年期間の年齢のことであり、それはもとより実際の就学期間と一致するとは限らないが、もし「就学年齢」を「就学すべき年齢（実際に就学する、またはしている年齢でなく）」と解する限りは「学齢」と全く同義ということが出来る。したがって、その場合には学齢の始期とか引き下げとかは、就学年齢の始期とか引き下

げとかと同義とすることができる。しかしもし前述の括弧の中のように「実際に就学する、している年齢」を「就学年齢」という言葉で表現しているのであれば、これは明らかに「学齢」とはちがうのである。

ところがこの学齢は義務教育を前提としている。その点からするならば「学齢の引き下げ」とは「義務教育の下への延長——上を何か年で押えるかはここでは問題としないので——」を意味する。とはいえ逆は真ならずで、「義務教育の下への延長」はただちに「学齢の引き下げ」を意味するとはいい切れない。すなわち「義務教育」の「教育」の内容は、これまで一般に学齢という言葉の中で考えられていた学校教育のみとは限らないからである。たとえば幼稚園の教育も十分考え得るのである。

そもそも学校教育法制定後は、その中に在る幼稚園をどのように考えるかによって、問題が複雑になってきているのである。小学校以上については「教育」という言葉を用いているのに対し、幼稚園には「保育」という言葉で使い分けていることを、はっきり認識すれば——当時の立法案者の一人坂元彦太郎氏はその著「幼児教育の構造」の中で「保育とは保護・育成もしくは保護・教育の省略と解することにして、学校教育法の中で用いた」という意味の説明をしている——、学校教育法で規定されている以上、幼稚園も学校の種類であるといえるわけであるが、その場合の学校とは、この法以前の学校なる概念より、もっと広い概念

であると考えねばならぬはずである。すなわち「学校」という概念は広狭二義に使い分けねばならぬはずである。その意味で狭義の学校を。印で、法以後の広義の学校を、印で示すならば、「学校教育法は大学および小・中・高等の学校教育と幼稚園保育を規定している法律である」ということになる。

このように見てくると、学齢という言葉は義務教育と結びついているからして、「学齢の引き下げ」とは義務教育を下へ延長することにはちがいないが、その内容は、学校教育を下へ引き下げるといふことのほかに、幼稚園という学校の保育ないし教育を義務制にすることを指すこともできるわけである。しかし通念としては前者をとるべきであろう。したがって「学齢の引き上げ」といった場合にも学校教育の始期を引き上げることをいっているものと解すべきであろう。

次に「義務教育の引き下げ」と「幼稚園義務化」との相異である。旧い憲法では、教育を受ける権利ということは規定されておらず、そこでは納税と兵役の二つが国民に義務づけられていたほかに、さらに国家の統治権の中に「国民を教育する権限」があつて、それが国民を強制し、いわば教育を受けることを義務づけていたわけであり、これが旧憲法下の義務教育といわれるものであつた。しかし現憲法は第二六条で、まず「国民はひとしく教育を受ける権利を有する」と唱つて、次に「国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負

う。義務教育は、これを無償とする」としている。すなわち、教育を受ける側からは、受ける権利が認められており、保護者は普通教育を受けさせる義務を課せられているが、それは無償であるということ、換言すれば普通教育が義務づけられているということは、一面からは無償で教育を受ける権利があることを意味するわけである。

終戦後のアメリカ教育使節団報告書が示唆し、教育刷新審議会が「五才以上の保育を義務制にすること」を希望したのは、強制教育・強制保育ということより、まさに「無償で幼稚園の教育を受ける機会を提供する」方向を指したものであるべきことは、幼稚園の普及、保育の機会均等という理念からして、理の当然である。幼稚園時代の教育を普通教育に含ませ得ることもいうを俟たない。教育刷新委員会は五才児を問題としたが、その理念のみからいうならばこの幼稚園義務化の方向は四才、三才に伸びても差支えないはずである。したがって「幼稚園義務化」の主張は、第一に幼稚園保育を受ける権利の普遍化であり、第二にはその無償化である。もっとも幼稚園義務化を考える人々の中には、大切な幼児期（現実にはこれも主として五才児を考えているようであるが）の教育を、家庭にのみ依存すべきでないという立場からの強制にアクセントをおく発言もある。さらに設備・施設・経営の諸経費、教職員の地位・待遇が義務制になることによって国家から保証されることになるという観点からの義務化の主張もある。

最後に「学齢の引き下げ」「義務教育の引き下げ」「幼稚園の義務化」のいずれの主張の場合においても、何才児を、または何才児までを対象としているか、その理由は何故か、によってそれぞれ主張の理由にニュアンスの相異があることも識別しておくべきで、それはあるいは理想論であったり、現実論であったり、また教育論であったり、制度論であったり、政策論であったりする。

## 2

以上の言葉の吟味を念頭において、就学年齢引き下げとそれをめぐる問題を整理すると次の二つにしばることができると考えられる。

第一は先ず学齢始期を引き下げるべきか、引き上げるべきかに関する問題である。本誌の昭和三二年二月号で、筆者は「学齢始期について」の題下でこれに触れ、昭和十年代の学齢七才提唱をめぐる諸説を要約紹介し、「学齢始期の問題は教育は学校から始まるという前提でいつからその教育を始めるかということ、第一にいつからすべての子どもに施設教育を始めるかということ、第二にその場合に学校教育と就学前教育の境をどこに引くかということであり、現在までの幼児研究、就学前教育研究は第一に対し少なくとも満六才からではおそいという明白な解答をだしているものであり、問題はいかにして幼児の通学ないし通園を可

能ならしめるか、いかにしてすべての幼児の収容を可能ならしめるかの方法にあるといえる」と説明した。

この点で昭和十九年頃に総力戦体制に即応する教育年限短縮の見地から素朴に主張された学齢始期五才論は問題にならない。同様に科学技術教育、その他現代の益々増大する教育要求にこたえるためであっても、また上級の学校段階の改革に見合うものであっても、単に初等の学校段階の始期を早める、換言すれば小学校一年の課程を一年下に下げる意図から主張されるのであれば、それだけでは意味がない。すなわち引き下げられた年齢、たとえば五才児その教育内容は何かということが、さらに六才児、七才児とどのようにつながって行くのが、明白に説明されて初めて問題になるのである。それゆえ平塚益徳氏は「五才に初まる初等教育は五か年で修了し、それにつづいて四か年制の後期中等教育という体形の樹立を考えつつある」「発育の加速化の現象は、すでに幼童期においても見出される」としながら、イギリスの入学に関する柔軟性と、そこでの教育が個別ないし小集団の学習形態を原則としていることを説明して「五才児入学を提唱する場合、発想法はまさにイギリス的な入学の方法を取り入れるべき」とし、「その性格はより幼稚園的な色彩を帯びるものであること」を主張している。(保育ノート本年十月号)これに関連した牛島氏の所論は上掲誌で明らかであるが、発達の加速化現象とは別に「我々は一般的の学習能力ではなく、機能別・領域別の学習能力

について考察する必要がある。五才児の言語、五才児の創造性、五才児の観察力、あるいは絵画・製作、音楽リズム、その他について考える必要がある。

一般に知能を構成しているものの中の知覚や記憶あるいは運動機能などは五才児以前においてかなりの程度に発達しており、したがって学習への準備が十二分にどのついていると考えられる。これに対して推理とか、構成、数意識は五才児頃から徐々に進歩するように思われる」と述べて(同上誌)現在の幼稚園の教育内容に再検討の要あることを示唆しているが、幼児教育において特に大切なものが、社会性や性格の形成であって、そこに集団生活が必要であることに言及していることは当然の理であろう。

さらに発達の加速化現象に関連して、森協要氏は「知能指数の恒常性という考え方は、必ずしも手ばなしで信ずることはできないことがわかってきた」「教育環境がよくなると、たしかに知能指数に変化が生ずることはしばしば主張され」一方「知能は素質的なもので、環境の影響は非常に少ないという主張もある」「私自身の臨床的経験によれば、その原因は何であるにせよ、幼児の知能指数はかなり動き易いものであり」といって種々の研究を紹介して、加速化現象を大体において肯定しながらも、「早生れと遅生れでは非常な能力差があり、早生れの子供のハンディキャップは小学校の四年頃までも続くといわれている」として、幼児期における個人差の重要性を示唆して「五才児の知的な水準が上昇

したからという理由であるとすれば、一律に五才児と考えず、なぜ、知的に早く発達したものを早く入学することのできる制度を考えないのであろうか」と結び同上誌、愛育研究所の松島当之助氏は五才児の身体発育の加速度現象を身長、体重の両面から実証しながら、体力はそれに伴っていないとして「昭和一七—一九年は、戦時中で、食糧不足が著しい時代であり、幼児の体格は現在よりも著しく悪かったのであるが、しかも男児の走力には、当時と今とで差がないというのは、現在の幼児の体力が低下しているともいえよう」（同上誌）と述べている。

したがって学齡始期の問題は、たとえ加速化現象が見られるにしても、五才児の成長発達の段階において、その生活には何が重要か、この時期にはいかなる経験が必要か、いかなる指導がなされるべきかという幼児期の教育内容、指導方法の問題の解決が前提でなければならぬこと、さらにこの時期の個人差の実体の把握ということが前提でなければならぬことを知るのである。その土台の上に立って初めて制度論、政策論が軌道にのるわけである。

第二は幼稚園の義務化の問題である。この主張の根底にはなんらかの教育施設における保育というものの幼児に対する重要性・必要性が定着している。すなわち幼児の遊び、集団での生活、教育環境の整備、家庭教育の補充等々の重要性が、換言すれば本来の幼稚園の保育という機能がこの時期の幼児の望ましい発達成長

にとって不可欠のこととされている。同時に現代の社会的経済的諸条件が家庭教育を積極的・消極的に補充して行く機能を一層強く要請してきているという認識に立っている。

さきの戦前の「学齡始期」シムボジウムにおける城戸幡太郎氏、倉橋惣三氏などの主張がまさにこれである。昭和二十年代から日教組によって唱導されてきている「三才から七才までの子どもの教育組織」を考えている幼年教育もこれに属すると見てよいであろう。

この根底に立って、いわば政策論、制度論としての義務化が種種の面から唱えられているわけである。すなわち、

(4)教育的観点から幼児保育普及化、一般化のための主張があり、(5)保育を受ける機会の均等化と、父兄負担軽減のための無償の原則樹立の主張がある。これらは入園志望者の増大、幼児保育施設の偏在しない不足、私立幼稚園対策の不備、保育所・幼稚園の連関問題など現下の諸事情がその主張の契機をなしているといえる。

(6)幼児・児童の発達心理学に基づいて、教育制度の中で、その発達に適應する教育段階を考え、五才児ないし四才児までを六才児ないし七才児と一つの段階に包括する構想からの主張がある。

以上のことを念頭において表題をめぐるいろいろの主張、所論を考えたときに初めて、今後の研究すべき課題、検討すべき問題の所在が明らかになるであろう。